

相続ニュース

Vol.0142

2017年6月19日(月)

担当：MS事業部 三宮

ASKコンサルティング株式会社

〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-22-21

損保ジャパン日本興亜名古屋ビル1F

TEL 052-971-1122 FAX 052-971-4488

<http://www.ask-consult.co.jp/>

経営者が会社の保証債務を 履行した場合

はじめに

会社の保証人である社長が保証債務を履行するために、個人が所有する不動産を売却した場合において、その履行に伴う会社に対する返還請求権を行使できなかったときは、社長の譲渡所得が計算上なかったものとみなされ、所得税が課されなくなる可能性があります。

会社の業績悪化に伴う個人資産の売却があった場合に対してこの売却に対してまで税金がかかると経済的負担が大きくなります。これを解消するためにこのような規定があります。

保証債務特例の概要

上記のような場合において、所得税まで課せられると経営者の経済的負担が大きくなるため軽減措置として保証債務特例が設けられています。

保証債務特例とは、債務者である会社の社長がその保証債務の履行をするために個人所有の不動産を譲渡した場合、社長が会社に対して求償権を行使できない時は、その行使不能額に相当する金額を譲渡所得の金額の計算上なかったものとみなすという制度です。

注意事項

この制度を利用するためにはいくつかの注意事項があります。

- ①会社が既に債務を弁済できない状態である状況において、社長がその会社の債務の保証をしたものでないこと。
- ②社長が、保証債務を履行するために資産を譲渡していること。
- ③社長が、保証債務を履行した求償権が会社から回収できなくなったこと。この3つの要件が重要になってきます。

特に②の場合、会社の保証債務を履行するために社長の個人の現預金で弁済した後に不動産を売却したケースではこの特例は、認められません。

しかし、やむなく一旦借入れをしてその後不動産を売却して即その借入金を返済しているような場合は、この特例が認められます。

おわりに

非上場会社の経営者の多くは、経営する会社の借入金につき連帯保証をしています。会社が業績不振に陥りやむなく個人所有の不動産の売却をしなければならなくなった場合には、一度税理士に相談をしてください。余計な税金を払う必要がなくなるかもしれません。